【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２２年８月２３日
【報告者の名称】	パナソニック電工株式会社
【報告者の所在地】	大阪府門真市大字門真１０４８番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	（大代表）０６－６９０８－１１３１
【事務連絡者氏名】	取締役 経理担当　石井 誠
【縦覧に供する場所】	パナソニック電工株式会社 東京本社 （東京都港区東新橋一丁目５番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番１６号）

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称　パナソニック株式会社
所在地　大阪府門真市大字門真1006番地

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年7月29日開催の取締役会において、パナソニック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記の根拠及び理由に基づき賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、当社の発行済株式総数（平成22年6月30日現在：751,074,788株）の51.00%（383,049,035株）を保有しており、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することとしております。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定されておりません。

また、単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

② 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由

当社は、昭和10年に公開買付者から分社し、公開買付者と共通の基本理念のもと、電材部門（照明、情報機器）、電器部門（美・理容商品、健康商品、快適生活商品）、住設建材部門（水まわり設備、システムキッチン、内装建材、外装建材）、電子材料部門（プリント配線材料、半導体封止材、プラスチック成型材料）、制御機器部門（制御部品、制御システム機器）、その他部門において、製造・販売・保守・サービス等の活動を展開しております。

一方、公開買付者は、大正7年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」、という経営理念をすべての活動の指針として、幅広くエレクトロニクス事業に取り組んでまいりました。

その中で、公開買付者が平成16年に実施した当社株式に対する公開買付けにより、当社は公開買付者の連結子会社となりました。以降、お客様視点で最適体制の構築を進め、商品開発においても、企画段階からの共同開発などに取り組んでまいりました。

さらに公開買付者は、平成21年12月に、三洋電機株式会社（以下「三洋電機」といいます。）を連結子会社化、「デジタルAVCネットワーク」、「アプライアンス」、「電工・パナホーム」、「デバイス」、「その他」に、「三洋電機」を加えた6つのセグメントを有し、エレクトロニクス分野で一層の広がりと深みを持つ企業グループとなりました。

そして平成22年1月8日には、公開買付者は、この新パナソニックグループとして「2010年度経営方針」を発表し、創業100周年（平成30年）に向けて「エレクトロニクスNo.1の『環境革新企業』」を目指す、というビジョンを打ち出しました。さらに平成22年5月7日には、このビジョン実現への最初のステップと位置づけた3ヵ年の新中期計画「Green Transformation 2012（以下「GT12」といいます。）」を発表いたしました。

GT12は、パナソニックグループ全体で、「環境貢献と事業成長の一体化」を図りながら、「成長へのパラダイム転換」と「環境革新企業の基盤づくり」に取り組み、計画終了時には「成長力溢れるパナソニックグループ」を目指すものとなっております。特に、「エナジーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワークAV」、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」をグループ6重点事業として、経営リソースを大胆にシフトしていく計画です。このうち「エナジーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワークAV」は、グループの中核事業として全社の販売・収益を牽引することを、また、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」の三事業は、「次代の柱事業」として大きく伸ばすことを目指しております。さらに、これらの事業を核として「家・ビル・街まるごとソリューション」を提供する中で、パナソニックグループならではの、成長の姿を追求していく方針です。

当社も、パナソニックグループとしてのビジョン、及びGT12のコンセプトを共有した上で、平成22年を起点とする中期計画を策定いたしました。この中で当社は、創業100年に向けて自らの目指す姿を、「アジアを代表する『快適＆エコ』のグローバル企業」と定め、そこに向けた第一段階として、「AC&I（Asia, China & India）市場の徹底攻略」と「新たな成長事業の育成」に取り組んでいく計画です。具体的には、「AC&I（Asia, China & India）市場の徹底攻略」に向けて、当該地域においてボリュームゾーンへの展開を積極的に進め、現地ニーズに沿った商品開発が現地完結型で恒常的

に行われる取り組みを実施し、商品力強化・生産拠点拡充・営業体制の再構築などを進める方針です。また、「新たな成長事業の育成」においては、パナソニック電工グループが強みとする「快適」を実現する提案力と、「エコ」を実現する技術力をあわせ、LED照明器具事業やエネルギーマネジメント事業に代表される新しい市場を圧倒的にリードすることにより、新たな価値を創造し、成長事業を育成する方針です。

このように当社と公開買付者は、すでにグループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を行っておりますが、パナソニックグループを取巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。環境・エナジー関連市場の急拡大、新興国市場の急成長などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、日米欧に加え韓国・台湾・中国企業などとの競争が、デジタルAVCネットワーク分野にとどまらず、二次電池や太陽電池、電気自動車関連などの分野においても激化しております。戦略実行のスピードを上げ、さらなる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、成長市場でのグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

こうした中、当社と公開買付者は、平成22年6月末頃から、公開買付者からの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び公開買付者は、本公開買付けとその後の取引を通じて公開買付者が当社を完全子会社化することにより、意思決定の迅速化とグループ・シナジーの最大化を実現し、「エレクトロニクスNo.1の『環境革新企業』」の実現に向けた取り組みを加速していくことが、当社の企業価値の拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、公開買付者は、三洋電機との間でも並行して協議・検討を重ね、同様に三洋電機の完全子会社化を実施することが三洋電機の企業価値拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

そして、当社、公開買付者及び三洋電機の3社は、平成22年7月29日開催のそれぞれの取締役会において、平成23年4月を目途に、公開買付者による当社及び三洋電機（以下総称して「両社」といいます。）の完全子会社化（以下「両社完全子会社化」といいます。）を推進していくことを決議し、「パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社および三洋電機株式会社の完全子会社化に向けた合意のお知らせ」を発表いたしました。公開買付者は、両社完全子会社化の推進に向けて、本公開買付け及び三洋電機の普通株式に対する公開買付け（以下併せて「両社公開買付け」といいます。）の開始を同時に決議いたしました。なお、両社公開買付けにより両社完全子会社化が達成できなかった場合には、両社完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に公開買付者を完全親会社、両社をそれぞれ完全子会社とする株式交換（以下、当社を完全子会社とする株式交換を「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。なお、本株式交換の詳細については、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

今後、当社、公開買付者及び三洋電機は、3社が真に一体となった新たなパナソニックグループを構築し、

① お客様接点の強化による価値創出の最大化
② スピーディで筋肉質な経営の実現
③ 大胆なリソースシフトによる成長事業の加速

を図ってまいります。

こうした姿を実現するために、平成24年1月を目途に、事業体制を再編いたします。その基本的な考え方は、「お客様価値の最大化」を基軸として、「コンシューマ」「デバイス」「ソリューション」の3事業分野ごとに、3社の事業・販売部門を統合・再編し、それぞれの事業特性に最適なビジネスモデルを構築する、というものです。各事業・各業界で、グローバル競争を勝ち抜ける体制を確立してまいります。

各事業分野における再編の方向性は、次の通りです。

・コンシューマ事業分野

グループのマーケティング機能をグローバルに再編。その中で、前線の機能強化を図り、お客様起点の商品づくりを加速いたします。また、国内外のマーケティング・リソースの戦略的配分により、特に海外コンシューマ事業の強化を図ってまいります。

・デバイス事業分野

ビジネスモデルが共通するデバイスごとに、開発・製造・販売の連携を強化。マーケティングと技術が一体となり、お客様の潜在ニーズを先取りした提案型ビジネスを強化し、社内用途に依存しない自立した事業として拡大を図ってまいります。なお、特に本分野では、三洋電機の二次電池事業、ソーラー事業などの強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

・ソリューション事業分野

ビジネス顧客に対するソリューションごとに、開発・製造・販売を一元化。お客様のニーズをスピーディに捉え、最適な商品・サービス・ソリューションを最速で提供することを目指してまいります。さらに、各ソリューションを包含した「家・ビル・街まるごとソリューション」の加速を図ってまいります。なお、特に本分野では、当社の強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

これらとあわせて、本社部門についても、3社の組織を統合・スリム化しつつ、戦略機能を強化し、筋肉質でスピーディなグローバル本社を目指してまいります。

具体的な再編内容については、今後、決定次第、公表してまいります。

さらに、こうした再編とあわせて、「SANYO」のブランドについては、将来的に原則「Panasonic」へ統一する方向で、検討を行ってまいります。ただし、事業・地域によっては一部「SANYO」の活用も継続する予定です。

両社完全子会社化及び事業再編によって、特に、GT12で全社の販売・収益を牽引する中核事業と位置づけている「エナジーシステム」「冷熱コンディショニング」「ネットワークAV」の各事業において、3社の強みの融合や「まるごとソリューション」の提案力強化などが進み、グローバル競争力を加速して高めることができると考えております。「次代の柱事業」と位置づけている「ヘルスケア」「セキュリティ」「LED」の各事業においても、3社の研究開発力や市場開拓力を結集し、事業成長を加速してまいります。

また、3社の事業統合や拠点集約、本社組織の最適化・スリム化等により、さらなる経営体質・コスト競争力の強化を実現してまいります。

公開買付者によれば、これらの施策を通して、公開買付者が平成22年5月7日に公表した中期計画GT12の経営目標である、平成25年3月期での「売上高10兆円、営業利益率5%以上、ROE10%、フリー・キャッシュ・フロー3年累計8,000億円以上、CO2削減貢献量5,000万トン（平成17年度基準）」を確実に実現し、さらなる上積みを目指していくとのことです。

以上を踏まえた上で、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が当社の株主の皆様にとって後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の通り妥当なものであり、本公開買付けが、当社の株主の皆様に、合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。

なお、当社は、平成22年7月29日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成22年9月30日を基準日とする剰余金の中間配当、及び期末配当を行わないことを決議しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において当社は公開買付者の連結子会社であり、また当社と公開買付者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するために、下記の措置を講じております。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

当社は、当社及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券CM」といいます。）を第三者算定機関に選定し、平成22年7月29日付で大和証券CMより当社株式の株式価値算定書を受領しております。さらに、当社取締役会は、本公開買付価格が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項（注）を条件として、本公開買付価格が公開買付者、その関係会社及び支配株主等（株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。）を除く当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を大和証券CMより平成22年7月29日に受領しております。

大和証券CMは、当社の株式価値について、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により算定を行いました。上記各手法による当社の普通株式1株当たりの価値の算定結果は以下の通りです。

(a) 市場株価法910円～959円

市場株価法では、平成22年7月28日を算定基準日として、算定基準日から遡る過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間並びに当社が「平成23年3月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成22年7月23日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を基に算定しております。

(b) 類似会社比較法778円～1,101円

類似会社比較法では、当社と事業が類似する上場会社との財務情報、株価等に関する比較分析を通じて、算定しております。

(c) DCF法1,038円～1,373円

DCF法では、当社が将来に生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、資本コスト等に基づいた割引率で現在価値に割り引くことにより算定しております。また、大和証券CMがDCF法の前提とした当社の利益計画については、平成22年4月27日公表の中期計画を基礎とし、足元の好調な業績を反映した平成22年7月23日公表の平成23年3月期連結業績予想の修正を織り込んだ利益水準を見込んでおります。

なお、当社は大和証券CMの各手法による算定結果を総合的に判断しております。

（注） 大和証券CMは、株式価値算定書及び意見書の提出にあたり、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として使用し、これらの資料及び情報が全て正確、完全かつ妥当であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性、完全性又は妥当性に関し独自の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを当社から確認しており、そのことを前提としております。加えて、大和証券CMは、当社の事業計画及び財務予想が、当社の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手続に従って作成されていることを前提としております。

② 法律事務所からの助言

当社は、取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてきっかわ法律事務所を選定し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

③ 利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、上記大和証券CMからの株式価値算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）の内容並びにきっかわ法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成22年7月29日開催の当社の取締役会（取締役15名（うち社外取締役2名）中、出席取締役14名（うち社外取締役1名））において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とする本公開買付けは、当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名（うち社外監査役2名）中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である北代 耿士氏は、公開買付者の顧問を兼務しているため、利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、当社の社外監査役である前橋 豊氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

④ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である31営業日に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、当社株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しているとのことです。

また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

⑤ 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成22年7月29日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成22年7月27日）を参考にしたとのことです。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された当社の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りとのことです。

(a) 市場株価平均法：907円～1,033円

市場株価平均法では、平成22年7月27日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、当社の普通株式の1株当たりの価値は、907円～1,033円と分析しているとのことです。

(b) 類似会社比較法：403円～1,196円

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の普通株式の1株当たりの価値は、403円～1,196円と分析しているとのことです。

(c) DCF法：1,076円～1,452円

DCF法とは、当社の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,076円～1,452円と分析しているとのことです。

公開買付者は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、当社に対する事業・法務・会計・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格（案）を1,110円と算定しました。そして、公開買付者は、平成22年7月29日、野村證券より、上記経緯により算定された買付価格（案）1,110円は公開買付者にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領した上で、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会において本公開買付価格を1,110円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,110円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成22年7月28日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の普通取引終値974円に対して14.0%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成22年6月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値909円（小数点以下切捨て、以下本項の円の数値において同じ。）に対して22.1%、過去3ヶ月間（平成22年4月30日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値948円に対して17.1%、過去6ヶ月間（平成22年1月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,032円に対して7.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成22年8月20日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の普通取引終値1,105円に対して0.5%、過去1ヶ月間（平成22年7月21日から平成22年8月20日まで）の普通取引終値の単純平均値1,060円に対して4.7%、過去3ヶ月間（平成22年5月21日から平成22年8月20日まで）の普通取引終値の単純平均値970円に対して14.4%、過去6ヶ月間（平成22年2月22日から平成22年8月20日まで）の普通取引終値の単純平均値1,045円に対して6.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の通り、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及び本株式交換により、当社の発行済株式の全て（公開買付者が保有する当社株式を除きます。）を取得する予定であるとのことです。

すなわち、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、当社との間で、本株式交換を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が保有する当社株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

これは、公開買付者を除く当社の株主に対して、本公開買付価格で保有株式をご売却いただくというご判断だけでなく、本株式交換を通じ、GT12の実現とエレクトロニクスNo.1の『環境革新企業』に向けて尽力していくパナソニックグループを継続してご支援いただけるように、新たに公開買付者の株主となっていただくというご選択も可能としたものであるとのことです。

本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が保有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しており、法定の必要手続きを踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（公開買付者が保有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を遅くとも平成23年4月頃を目途に設定して実施する予定です。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に当社と公開買付者がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定いたしますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者の株式。但し、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、本株式交換に反対する場合、会社法その他関連法令の手続きに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、本株式交換により公開買付者は当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、かかる手続きが実行された場合、当社の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

４【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
長榮 周作	代表取締役 社長		16,174	16
村上 通男	代表取締役 副社長	人事担当、調達担当、物流担当	15,489	15
薮 久郎	代表取締役 専務	全社技術・製造担当、デザイン担当、オートモーティブ事業担当	14,410	14
鳥井 宗朝	専務取締役	電子材料本部長	12,441	12
松蔭 邦彰	常務取締役	照明事業本部長	11,172	11
北野 亮	常務取締役	住建事業本部長	8,537	8
井戸 正弘	常務取締役	住建マーケティング本部長	11,024	11
古田 芳浩	取締役	海外事業担当、パナソニック電工中国有限公司 董事長	17,504	17
竹安 聡	取締役	全社経営戦略企画担当、宣伝部長	4,111	4
長﨑 春樹	取締役	制御機器本部長	12,818	12
野浦 高義	取締役	電材マーケティング本部長、東京本社担当	1,322	1
石井 誠	取締役	経理担当、経理部長、IS担当	5,339	5
彦惣 正義	取締役	CSRM担当、倫理担当、監査担当	22,751	22
沢 邦彦	取締役		3,000	3
北代 耿士	取締役		―	―
石川 武	監査役（常勤）		34,358	34
古川 勉	監査役（常勤）		1,269	1
西尾 宇一郎	監査役		―	―
前橋 豊	監査役		―	―
計	19名		191,725	186

（注１）役職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。

（注２）所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数（小数点以下切捨て）及びそれに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

（注３）取締役 沢邦彦及び取締役 北代耿士の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

（注４）監査役 西尾宇一郎及び監査役 前橋豊の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

今後、当社、公開買付者及び三洋電機は、3社が真に一体となった新たなパナソニックグループを構築するために、平成24年1月を目途に、事業体制を再編することを検討しております。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上